

みずほ変動金利定期預金（非継続方式）規定 新旧対比表

条項	改定前	改定後
5. 預金の解約、 書替継続	新設	(3) 満期日が到来した明細について 当行所定の日をもって、解約するものとし、解約代わり金を総合口座普通預金または同一支店の普通預金に入金するものとします。当該解約手続完了後、当該預金にかかる通帳及び証書は解約済みとして取り扱うものとします。
—	(2021年1月17日現在)	(2024年12月8日現在)